○国土交通省告示第八百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二反田川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡大桑村大字野尻の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°39′37.9803″	137°39′03.3973″
2	35°39′40.5022″	137°39′05.9356″
3	35°39′42.2207″	137°39′09.1991″
4	35°39′41.9205″	137°39′09.6858″
5	35°39′42.2810″	137°39′11.5943″
6	35°39′41.1045″	137°39′12.0569″
7	35°39′40.5745″	137°39′09.6438″
8	35°39′38.5015″	137°39′06.7473″
9	35°39′37.1620″	137°39′06.7633″
10	35°39′36.2960″	137°39′04.0170″

○国土交通省告示第八百二十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第一項の規定に基づき指定した航空路のうち、Ｖ37、Ｖ53及びＶ56の位置及び範囲を次のように変更し、令和八年八月六日から適用する。

令和八年七月九日

国土交通大臣　金子　恭之

名称	空域の位置及び範囲
Ｖ37	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　串本ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ33°27′Ｅ135°48′）
	ロ　Ｎ33°31′Ｅ134°23′の地点
	ハ　高知ＶＯＲ（Ｎ33°33′Ｅ133°40′）
	2　串本ＶＯＲＴＡＣから真方位278°24′及び268°24′の方向へのびる直線並びに高知ＶＯＲから真方位83°50′及び103°28′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）
Ｖ53	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　香川ＶＯＲ（Ｎ34°13′Ｅ134°01′） ロ　Ｎ33°49′Ｅ133°49′の地点 ハ　高知ＶＯＲ ニ　Ｎ33°20′Ｅ133°30′の地点 ホ　清水ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ32°45′Ｅ133°00′）
Ｖ56	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　Ｎ34°05′Ｅ132°09′の地点 ロ　松山ＶＯＲ（Ｎ33°50′Ｅ132°42′） ハ　Ｎ33°41′Ｅ133°13′の地点 ニ　高知ＶＯＲ

○国土交通省告示第八百二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般社団法人まなびの研究所から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年七月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	兵庫県西宮市枝川町五番一五号八百三号室
変更後	千葉県千葉市若葉区若松町４８９―１　Ｐａｒｋ　Ｖｉｌｌａ　Ｈ棟

二　変更する年月日　令和八年五月一日

○国土交通省告示第八百二十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般社団法人まなびの研究所から住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年七月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	兵庫県西宮市枝川町五番一五号八百三号室
変更後	千葉県千葉市若葉区若松町４８９―１　Ｐａｒｋ　Ｖｉｌｌａ　Ｈ棟

二　変更する年月日　令和八年五月一日

○近畿地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

朝来市山東町矢名瀬町字犬ノ馬場四九番から同市山東町矢名瀬町字下町四二二番一まで　前　一〇・〇二～一五・一五メートル　一〇・一六三キロメートル　後　一一・五一～一五・五〇　〇・一六三

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間　図面縦覧場所
九号	朝来市山東町矢名瀬町字犬ノ馬場四九番から同市山東町矢名瀬町字下町四二二番一まで　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月九日